

奈良・平城京跡

ので、関係文献等にゆずる。したがって、ここでは対象を一九八八年度の調査のうち、木簡が出土した遺構に限定する。

一九八八年度調査で出土した木簡の出土遺構（二二頁図参照）と九年九月迄の整理で確認した点数概略は以下のとおりである。

所在地 奈良市二条大路南一丁目
調査期間 一九八八年（昭63）四月～一九八九年三月
発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
調査担当者 代表 町田 章

遺跡の種類 都城跡

遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

デパートの建設に先立つ調査で、平城京左京三条二坊の一・二・七・八坊にわたる約三万m²を対象として、一九八六年九月から発掘を開始し、一九八九年九月に一連の調査は完了した。

調査地全体の遺構は敷地利用の単位が四町→一町→四町→一町と

変化することに注目して、A～Dの四時期に大別している。それぞれのおおよその年代は、Aが奈良時代前半、Bが中頃、Cが後半、Dは奈良時代末から平安初頭を考えている。

一九八七年度以前に出土した木簡の概要については既に『木簡研究』一〇号で報告したのでくりかえさない。また、一九八八年度は一坪東半部と一坪北半部及び周辺の道路側溝を中心として実施されたが、それらの遺構および遺物についてもここでふれる余裕がない

以下主要な木簡出土遺構について紹介する。

南北溝SDO一四

八坪の東南隅に位置する南北に長い溝である。幅三～三・四m、長さは二七mである。深さは遺構面から約〇・八mある。堆積は四層に分かれ、上から「茶褐色粘質土層」「暗褐色粘土層」「木屑層」「粘土混り灰色砂質土層」となる。このうちの木屑層は約三〇cmの厚さがあり、ここから大量の木簡が出土した。

溝は南北両端は途切れしており、土層の状況も流れた痕跡を見いだしがたい。木屑層より上の二層の土は堆積土というよりは埋土と考

えられ、短期間のうちに廃絶したごみ捨用に掘鑿したものである。したがって、出土遺物は一括資料と判断される。

木簡に記す年紀は和銅四年（七一二）～靈亀二年（七一六）の間にござまり、このSDO一四はA期の四町占地の時期にあたる。

東二坊坊間路西側溝SDOII

調査区の東辺で検出した南北溝で、溝幅一～三日、深さ〇・九～一・二日ある。溝は数箇所にわけて検出し、合せて一三〇m分を発掘した。溝の堆積は四層に分かれるが、最上層は溝を埋めた土で、その下の三層が流れにともなう堆積土である。木簡はこの三層から出土している。木簡に記す年紀は和銅八年（七一五）～天平元年（七二九）であるが、天平元年が多い。

東西溝SDI六〇

二条大路の南端を大路に沿って東西に走る東西溝である。当初は二条大路の南側溝ではないかと考えたが、東端はSDOII一・二m西で途切れ、西端も一坪・八坪の境で止まっている。また途中で流入・流出する施設もない。したがって、これもSDO一四と同様に短期間に埋められたものでSDO一四と同性格のものである。溝幅一・六m、深さ〇・九mで、全長一〇〇mをほぼ完掘した。溝は四層に分かれ、最上層は埋め立ての土で奈良時代後半の遺物を含むが、堆積土は下の三層で、木簡はすべてこの三層から出土した。木簡に記す年紀は天平三年（七三一）～一〇年で、特に天平七・八年

が多い。なお、一九八九年度の調査であるが、この溝と二条大路をはさんだ対称の位置、つまり大路の北端にも両端が途切れた東西溝が確認され、やはり天平八年前後の年紀を多く含む木簡が出土していることを付記しておく。

8 木簡の积文・内容

南北溝SDO一四

（今回の木簡は、上端なし・下端付近に穿孔をもつものが多い。そこで穿孔のある位置に「〇」印のみを付し（穿孔）の注記は省略した。）

(1) 「○雅樂寮移長屋王家令所平群朝臣廣足
右人請因倭櫛」

・「故移
十二月廿四日少属白鳥史豊麻呂」

220×37×3 01

(2) 「○吉備内親王大命以符 婢笛入女進出 □「」」

・「○五月八日少書吏国足 家令 家扶

〔266〕×〔26〕×3 081

(3) 「○以大命符 [吉] 備内親王 縫幡様進上」

・「○使文老末呂 一月廿一日 □時 稲栗」

200×26×3 011

- (4) • 「
 ○以大命符 牟射 廣足 等 白褲取而進出 玳努若翁御下裳納辛禮皆進出」
- ・「
 ○御禪代帛繩易繩進出又志我山寺都保菜造而遣若反者遣支鏡鈴直彼行
 ○大御物王子御物食土器无故此急進上主殿司仕丁令持進上酒司充羽嶋又太巫召進出附田辺史地主
御
又戸角弓田井百嶋不見 五月十七日 家令 家扶」
- (5) • 「○移 政所 各兄麻呂之獻用糸十五約布十五常
 『遣北御倉鑑一勾藏鑑一塙殿鑑勾右三』」
- 「○右糸布者若翁御物交易糸布用又米交易數記進上 附日下道万呂
二
九月五日掠石角」
- (6) • 「○移 奈良務所專大物皇子右處月料物及王子等」
- 「○公料米進出附紙師等五月九日少書吏置始國足 家令 家扶」
- (7) • 「○移務所 經師分由加六口
- 「○移 秦忌寸万呂」
- (8) • 「○移務所 立薦三枚旦風悔過布施文右二種今急進」
- 「○大炊司女一人依齊會而召 二月廿日 家令」
- (9) • 「○移 司所 米无故急々進上又滑海 ○」
- 「○藻一駄進上急々附辛男十五日 家令 家扶 ○」
- (10) • 「○移務所 山背御田芸人功卅六常 田苑人功」
- 「○扶 □ 徒廣足」

369×33×4 011

241×28×3 011*

304×(26)×5 011*

299×32×4 011

224×(20)×3 011

(11) •「移山背御園造雇人冊人食米八斗塙四升可給」
||輕部朝臣三狩充
充○」

•「山背□婢女子米万呂食米一斗五升和銅五年」
||七月廿日大書吏扶○」

九月十一日大書吏扶○」

427×38×4 011

•「佐保解進生薑式拾根

340×28×4 011

(17) •「矢口司進上意比一斗進上人私部亥万呂」
○」

九月十一日太津嶋

299×38×5 011

(12) •「進出炭十三古分數五籠小刀一針三持○」
•「參出辛男七月廿六日少書吏置始國足家從『廣足』○」

188×24×4 011

(18) •「額田兒君和銅八年八月十一日付川瀬造麻田
(348)×(28)×3 081

208×29×5 011

(13) •「片岡交易進上阿射美十二尺束右十四尺束直十八文
布々伎二尺束束各二文」
=駄二匹□」

188×24×4 011

(19) •「木上進糯米四斛各田部逆」
○」

255×30×4 011*

(14) •「○片岡進上蓮葉冊枚都夫良○」
•「○女六月廿四日真人○」 179×31×4 011

(168)×(9)×5 019

(15) •「大庭御園進上菁菜六十束駄二匹束馬各卅○」
272×28×2 011

(20) •「山背御田十町可佃人功×
•「今園遣四百卅三

(168)×(9)×5 019

(16) •「耳梨御田司進上芹二束智佐二把河夫毘一把右四種進上婢」

(165)×(15)×4 081

(21) •「自西店進上米十斛
•「八月十○」

- (24) 「進物 加須津毛瓜 加須津韓奈須比
醬津毛瓜 醬津名我」 右種物 四
九月十九日 253×33×4 011*
- (25) 「進上炭十二籠十一月七日鴨伊布加 ○」 314×27×5 011
- (26) 「進上水一駄丁 阿倍色麻呂 ○」 314×27×5 011
- (27) 「進上炭十二籠十一月七日鴨伊布加 ○」 238×25×3 011
- (28) 「
六月廿九日始至閏月十一日五駄 廿一日
泊首多須麻呂 閏六月十五日水一駄 □□□万呂 廿四日進一駄
○ 進水 十八日進水一駄 □□駄 廿四日水駄給錢□□文受泊多須万呂
廿日進水五駄 丁借馬連万呂 □駄 廿六日充給水駄錢廿一文受多須万呂
○ 「都祁水進始日 七月八日二荷 持人□□少書吏□□進水五駄 十日一駄 十一日進水一□ 丁□田主寸麻呂 十四日□□八日進一駄 廿九日=
七月□□一駄火三田次 廿日□進一駄□□一駄 伊宜臣足嶋□日一駄□□=
八月四日水一駄他田万呂 □日一駄 □□□他田万呂 十一日駄一進他田臣万呂 八月廿□日進水一駄=
八月□□日進水一駄□□= 他田臣万呂□□=
- 『水置□屋土□□十月十五日始□□ 三束 三尺 五百四十束□□ 三尺□□』 (天地逆)

- (29) 「内御所進綾粉米一升受多々女呂○」 153×(30)×2 081
- (30) 「御所人給米六升 馬廿若翁」
・「御湯曳人四口米四升 受小国女〔〕稻虫家令」
250×(20)×4 011
- (31) 「○内親王御所進米一升」
・「○受 小長谷吉備
十月十四日 書吏」
146×22×3 011*
- (32) 石川大刀自進五升 受〔〕家令
〔〕 (161)×(24)×3 081
- (33) 「安倍大刀自御所米一升 神田古『道万呂』○」
・「御所進米五升 受物部立人 九月十六日
○」 233×21×3 011*
- (34) 「山方王子進穎稻米一升受余 ○」
・「女 七日若麻田 ○」 118×22×3 011
- (35) 「竹野皇子」取米三升 余女」
281×25×5 011
- (36) 「○円方若翁進米一升 受志禡多〔〕」
158×(18)×2 019
- (37) 「若翁犬一口米一升受小白 ○」
206×18×4 011
- (38) 「○忍海若翁米一升上〔〕米半升 ○」
・「○受廣万呂 友瀬十一月十一日 ○」
167×(18)×2 011
- (39) 「泉幸行仕奉帳内米六升政人 ○」
・「一〇四升 受古万呂 十九日 首万呂
家令○」 150×23×2 011
- (40) 「○西宮小子一口米一升受万呂」
・「○ 八月廿五日大嶋 ○」 166×24×3 011*
- (41) 「布勢大夫米一升馬從半升受古末呂 ○」
・「 九月八日道麻呂 ○」 168×22×4 011
- (42) 「○政人五口米三升七合五夕」
・「○経師七合五夕受〔〕万呂十一月廿一日廣嶋」
157××32×4 011
- (43) 「小子十一人米五升半 ○」
・「十一月廿日 則万呂 大書吏 ○」 233×20×2 011
- (44) 「犬司少子一口飯四升 受益人 ○」
・「 十月十三日 大〔〕 ○」 206×18×4 011

- (58) • 「○僧一辛女一奴二米七升半□」
 • 「○廿八日老」 (147)×31×1 019
- (59) • 「○土師女三人箒造女一人雇人一×」
 • 「○受曾女九月六日三事□□」 (161)×24×2 019*
- (60) 「△末呂年十二古奈都女子○」 105×13×3 011*
 「△末呂形小古奈都女子○」 156×23×5 015
- (61) • 「木上司等十一月日數進新田部形見日廿七夕廿一=忍海安万呂卅夕廿六」
 =秦廣嶋日卅夕廿七」 (62) 334×30×9 015
 • 「十一月卅日」
- (63) • 小治田御立一月日廿四三月□
 • 一月日卅三月廿八日廿九五月夕一六月 (205)×27×6 081
- (64) 无位出雲臣安麻呂年廿九山背國△當郡上日日三百廿「井五百五」 (262)×22×6 015
 「從八位上小治田朝臣五百足年卅五『不仕』」 (65) 300×24×6 015*
- (66) • 「十月八日箒直四文知若△廿九日春日『一文』大書吏九月廿一日嶋大國粟直用余錢廿七△大春日旦臣六文△人功一文」
 • 「△即日釘直『三』文△十月三日柏直『一』文」
 文△廿一日薪直四文廿三日大部黒麻呂十文」 (67) 214×26×4 031*
 「△長屋親王宮鮑大贊十編△」
 「△封案麻郡司進上印△」 (68) 300×27×3 031*
 「△封北宮進上津稅使△」
 「△封案麻郡司進上印△」 (69) 271×26×5 011*
 「△百濟郡南里車長百濟部若末呂車三転米十一斛△上十石」
 「△元年十月十三日田邊廣國八木造意弥万呂」 (70) 160×30×3 032
 「△葛木上郡賀茂里米一石」 (71) 158×19×1 033
 「△鳥羽里俵一斛」 (72) 219×21×6 031
 「△住吉郡交易進贊塙染阿遲一百廿口之中大阿遲廿口△百口△阿遲廿口△百口△」 (73)

(74)	「河内国古市郡古市里金□史□」	(285)×(13)×5 081	(83)	・「▽高嶋郡川□里人」
(75)	・「▽伊勢国川勾郡安麻手里五保」		(126)×23×2 033	
(76)	・「▽海部子首春米一斛」		(84)	・「越前国江沼郡々里葛木直安倍[五斗」
(77)	「▽志摩国志摩郡道後里 戸主大甘直得万呂戸□」 田君麻呂御海松廿斤	227×31×6 032	(76)	・「江沼臣小□五斗 并一石」
(78)	・「尾張国愛知郡中寸若倭部」			206×20×3 051
(79)	・「大嶋」	193×30×4 051	(85)	・「丹生郡中山里白米一石」
(80)	・「▽相模国高座郡美濃里秦大□」	(243)×26×4 039	(86)	・「和銅七年 福長國万呂」
(81)	・「▽上総国武昌郡高舍里莊油」	115×19×4 032	(87)	・「坂井郡石木部里戸主五百木部否手」
(82)	・「▽四升八合 和銅六年十月」	162×22×4 032	(88)	・「一石古殿」
(83)	「▽尺太郡穴里大伴志伊俵」		(89)	「▽丹波国何鹿高津里 □交易腊贊一斗五升▽」 持丁高津□石村
(84)	・「大上郡甲良里前子位戸」		(90)	〔公カ〕
(85)	・「米六斗」	126×18×3 051	(91)	282×37×4 031
(86)	・「蒲生郡西里」		「▽出雲国大原郡矢代里大贊腊毫斗伍升▽」 190×20×4 031	
(87)	・「三家人廣麻呂俵」	146×27×4 031		

(92)	「\美作国英多郡大野里鉄一連\」	178×(21)×2	031	(103)	「\鮎魚卅三名吉魚\」	144×28×3	033
(93)	・「\備後国葦田郡葦田里」						
(94)	・「\水高親王宮春税五斗」	193×34×6	033				
(95)	「\周防国大嶋郡務理里日下部小籠御調塙三斗」	241×24×4	033				
(96)	「\周防国大嶋郡屋代里田部蓑御調塙三斗」	270×35×6	033				
(97)	・「\周防国吉敷郡神前里戸主蘇宜部惠\塙三斗\」	〔那カ〕 244×30×3	031				
(98)	・「\和銅七年十月廿四日	278×25×4	031				
(99)	「\紀伊国无漏郡太海細螺八升\」	179×21×6	031				
(100)	「\阿波国贊切海藻北\」	158×18×5	011				
(101)	「\伊予国越智郡戸里大贊一雜腊」	370×21×5	033				
(102)	・「\余戸里御調塙三斗\」	113×21×4	031				
	・「\一斗五升\」						
	「\夏餽\」	91×14×2	051				

一つの遺構から三万点をはるかに超える量の木簡が出土したこと、自体空前のことであるが、それ以上に価値があるのは、全体の遺物を一括資料として扱えることにある。遺構が前述のようにごく短期間のうちに廃絶した状況を示すとともに、その位置が邸宅を囲む堀の内側にあるため、他の場所からの混入という可能性をほとんど考えなくてよい。したがって、この木簡群が堀によつて囲まれた中の施設に集約されたものが、年紀の最も新しい靈亀一年末から程遠くない時期にまとめて捨てられたのであろう。

木簡全体の構成は文書様木簡、付札(荷札・物品付札)、その他といった各種の木簡が出土しているが、文書様木簡の比率が高い。その文書様木簡は内容から四つに区分できそうである。その一は他の機関から発掘地宛に出された「移」「符」等の文言のある文書木簡、その二は「進上」「進」等の文言のある木簡、その三は米を支給した時の帳簿木簡、その四是官人の考課や上日を記したもの等その他の木簡である。木簡の配列はおおむねこの順としたが、以下掲載木簡の概略を述べる。

(1)～(2)は、他の機関から発給された文書木簡である。このうち(1)は雅楽寮から平群朝臣広足なる人物の派遣を依頼した木簡であり、宛先は「長屋王家令所」となつてゐる。(2)は長屋王の妻の吉備内親

王からの命令であり、ここに署名している少書吏国足を手がかりにすると、(6)もまた吉備内親王から発給された木簡である可能性がある。(1)～(12)の中には同様のものがいくつあると考えられる。

(13)～(20)の木簡はそれぞれ蘭司・御田司などから野菜等を進上したときの木簡である。こうした進上状も数多く出土しているが、いずれも大和およびその周辺におかれた蘭や田からの文書木簡という形をとり、(19)と(20)にみえる忍海安麻呂の例などから考えて、送り手の責任者は本司のある発掘地から派遣された官人であるとみられる。つまり直接経営する土地が各所にあって、そこから物品を送っているのである。また、(20)～(22)のようく都祁に水室があり、それを直接管理していたと考えられるなど、王族の家政経済を窺わせる史料が多い。

(23)～(59)は米の支給を記すが、これらは食料担当官のもとに保管された支給の帳簿の木簡である。そしてここに記された被支給者としては、まず吉備内親王や、石川大刀自、安倍大刀自といつた長屋王の妻妾と、親族関係を確認できるものは少ないものの王の一族と考えられる者が多数いる。さらに親族以外にも多くの人々を抱えていたようである。家政機関の役人はもちろんのこと、帳内・仕丁・少子といった雑用係、鑄物師・銅造・皮作・沓縫といった職人、経師・書法模人・帙師といった写経関係かと思われる人々、僧・尼・医者・奴・婢等々である。そしてこれらの人々によつて構成される

家政機関の組織も復元が可能となり、それによつて古代における貴族の家のありかたが解明できるのではないかと期待される。

なお、吉備内親王の居所に関しては(68)にみえる「北宮」の語が注目される。北宮が吉備内親王の宮であるという通説に従えば、この木簡は吉備内親王の宮へ送られたものとなる。こうした木簡は長屋王と吉備内親王の同居を裏付ける材料となるが、両者の同居のありかたや、当時の地位からみてともに所有していたはずの家政機関相互の関係、両家の経済基盤などについては今後の検討課題である。荷札・付札木簡にもいくつかの特徴がみられる。(67)は長屋王の宮に対してもアワビが贊として運ばれたときの荷札である。こうした木簡と前年度出土した「長屋皇宮」の木簡等とをあわせ考えると、荷札木簡に宛先を記すという類型を設定すべきかもしれない。

(70)～(101)は貢進地を示す荷札の木簡であるが、今回の荷札木簡貢進国には著しい偏りがみられる。ここでは国の種類を例示するために掲載木簡を選択したが、点数としてみると、二〇国以上の貢進国の中周防・近江・越前の三ヵ国で全体の半数以上を占めている。そのうち周防・近江・越前の三ヵ国で全体の半数以上を占めている。そのうち、周防の塩の木簡は(94)～(96)にみるよう荷札としての書式を比較的整えているが、近江などは(80)～(83)のように、しばしば国名・個人名・税目・年月などを省略しているのが目につく。こうした特徴は、あるいは長屋王あるいは吉備内親王と密接な関わりのある封戸の可能性もあるう。

なお、発掘地について付言すると、前年度出土の「長屋皇宮」木簡や今回の北宮関係の木簡などからみて、長屋王と吉備内親王の居住地であったことは、きわめて蓋然性が高い。また、A期とした遺構が、長屋王の変以前には大きく改編されていないことは、『続日本紀』神亀六年二月壬申条で舍人親王らが窮問し、吉備内親王や子弟と共に自害した「長屋王宅」が、この地であったという推定は成立するであろう。しかし、発掘地の歴史的性質については、木簡の整理がまだごく一部であること也有り、なお多くの問題を含んでおり、それらの検討も今後の課題であろう。

東一坊坊間路西側溝SD1601

- (1) 「謹牒 廉務所 □本清」一升許
- ・「右為薬分之 天平元年八月十八日 將曹若麻呂
大國」
207×29×3 011
- (2) 「△若狭国遠敷郡青郷御贊貽貝富□并作
□」
148×27×3 032
- (3) 「左京職 進鼠廿頭」
少進正七位上勲十一等春日藏首『大市』
204×(20)×6 081
- (4) 「△芳野幸行貫簀 不用」
天平八年七月十五日 136×24×5 032
- (5) 「△天平八年八月七日田□久世
万呂」 172×32×4 011
- (6) 「丁壬生部己麻付 注状進如解
天平七年閏月廿一日 僧延福」
佐伯 275×27×2 011
- (7) 「△門 佐伯 皇后宮 □△多
下野 鴨田 合七人」
179×28×2 019
- ・「椀形五十口 直廿五文 大盤十口 廿七文
片盤百口 五十文 高坏十口 廿七文
片玷五十口 廿文 足附大椀十口 廿八」
- ・「陶大椀四口 十二文」
洗盤二 139×42×4 011
- (1) 「八年八月以来」
〔題簽軸〕 353×23×7 061
- ・「贊帳 『□』(天地逆)」

- (8) • 「▽天平八年七月十六日残錢□□一貫一百七十九文中鮭五隻直百文使乙猪知
高典又古鯖直五十文使五百嶋知熊毛十七日遣網曳一百文受少進宣熊毛又先用代料
五十文 高市年益貢之 知熊毛十八日智識料四百文知大春大夫熊毛八月九日鳴直四羽
百文 受宍人国足 又三羽直七十五文 受国足 宣大春日□□十一日一百文受飽海采女」
- 「▽宣大春日大夫」
- (9) 「▽筑紫大宰進上肥後國詫麻郡× (87)×18×2 039
- (10) ×麻郡殖種子紫草伍拾□□□ 「斤カ」 (84)×18×3 081
- (11) • 「▽伊豆国田方郡棄妾郷許保里戸主宍人マ君麻呂口＝
＝宍人マ宿奈麻呂調荒堅魚一斤十五両 六連四節 ▽」
- 「▽ 天平七年十月 370×34×5 031
- (12) 「▽參河国播豆郡篠嶋海部供奉七月料御贊佐米楚割＝
＝六斤▽」 258×18×4 031
- (13) • 「▽若狭国遠敷郡木津郷御贊貽貝鉢一壠」
• 「▽『木津里』」
- 」 163×29×5 032
- S D 1-60の木簡は長屋王没後の木簡群であり、S D 1-4出土の木簡と比べると、その構成や書式・内容がより平城宮木簡に近いといえる。特徴の一つは荷札木簡の比率が高いことであり、中でも贊の木簡がまとまって出土している。(12)のような參河国播豆郡の海部が貢進する贊木簡はまさに平城宮出土の木簡と同じ書式であり、參河の贊木簡の出土はこれまでの出土点数に匹敵する。參河に限らず(12)・(13)のように、贊関係木簡は多数にのぼる。從来より、平城宮における贊の木簡出土地点が、内裏周辺および東院地区というように天皇に関係の深い場所に集中し、それが贊の貢進物としての性格を反映しているという指摘がなされているが、今回のように宮外から大量に贊の木簡が出土したことは、長屋王没後のこの周辺の土地

利用を考える上で注目すべき点であろう。

荷札木簡では、その品目が海産物が多く、国別にみると(1)をはじめとして伊豆が最も多い。伊豆の荷札は今年度分だけで三〇点近いが、いずれも天平七年のものであり、同一国の同年の木簡どうしを比較検討しうるというきわめて良質な資料となっている。

他に、(4)の木簡では「土毛」という税目を記すが、令に規定はあるものの、木簡としては初の例となる。貢進物としての蓮子というのも珍しい。

文書木簡は内容にバラエティーがある。(3)は『続日本紀』にみえる天平八年六月二七日から七月一三日にかけての聖武天皇の吉野行幸に關わる木簡である。(5)の「山房」は、東大寺の前身となる金鐘山房であろう。『東大寺要録』によれば、僧延福はのちに東大寺大仏開眼会で読師を務めている。(8)は魚等を購入したことを示す帳簿状の木簡であるが、ここにみえる宍人国足は天平勝宝二年八月二八日の「造東大寺司解」(『大日本古文書』二五一一三二)に「大膳職膳部」として登場する者と同一人ではなかろうか。「網曳」「少進」の語とあいまって、大膳職の木簡であることを示唆する。

(9)・(10)はいずれも紫草の進上木簡であろう。同材、同筆で書式も同じと判断される木簡が他に数点あり、西海道諸国から集められた紫草を京進する際に、大宰府において一括して作成した木簡である。

以上のような木簡の特徴および長屋王家木簡との対比からすれば、この溝の木簡群は個人の邸宅の木簡というよりは、公的な施設に關わる木簡と考えるべきであろう。しかし、それが如何なる施設であるのかについては、溝の性格をどう考えるのか、二条大路上の溝の遺物がどこから捨てられたのか、溝の遺物を全体として一括資料と考へてよいのかなど、検討課題が多く、にわかには断定できない。

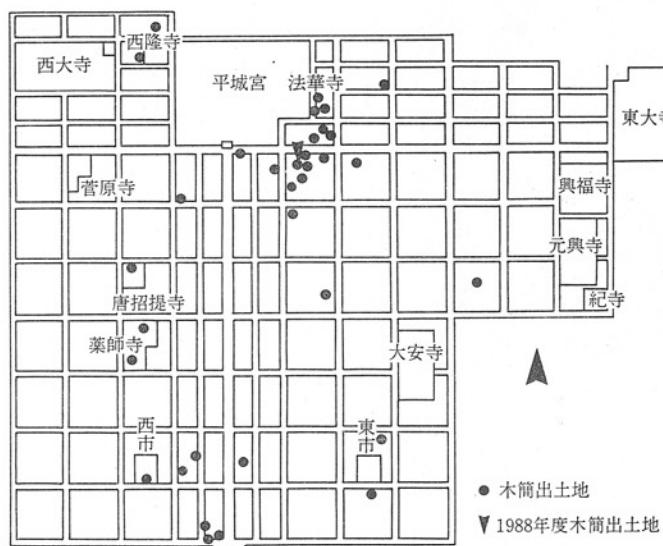
9 関係文献

奈良国立文化財研究所『昭和六三年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(一九八九年)

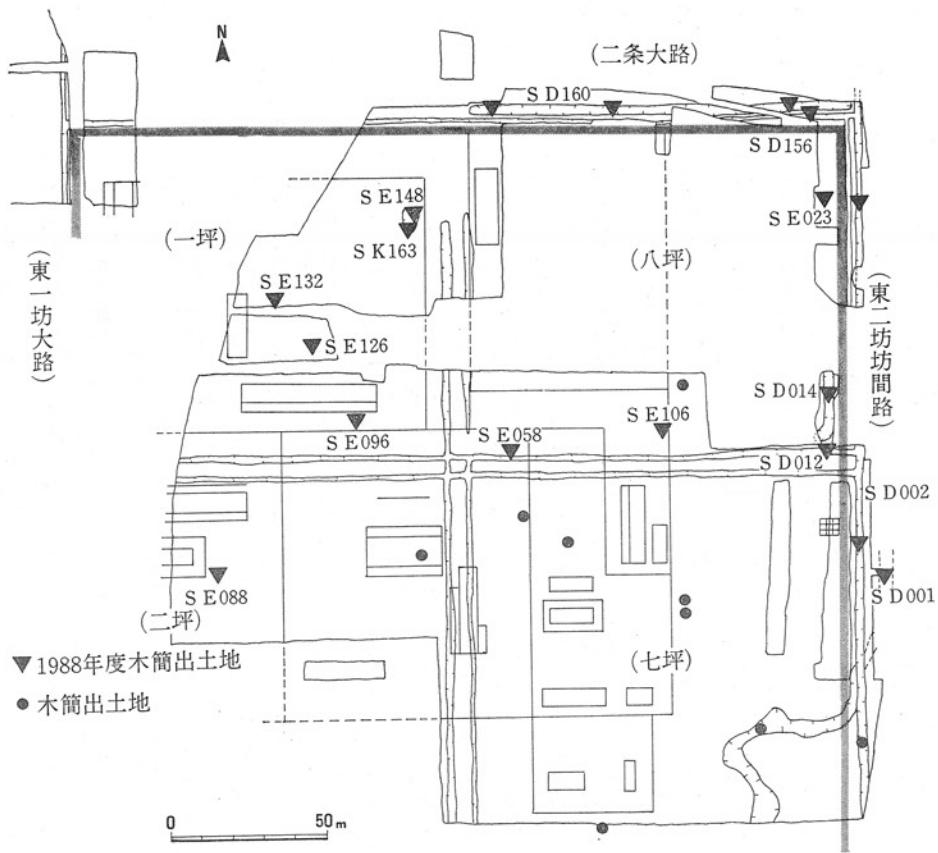
同『平城宮発掘調査出土木簡概報(二十一)』(一九八九年)

(寺崎保広)

1988年出土の木簡



平城京木簡出土地点図



左京三条二坊の遺構略図と木簡出土地